

宮城県看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、看護補助者の確保及び定着の促進を図るため、「看護補助者処遇改善事業の実施について」（令和6年1月11日医政発0111第1号厚生労働省医政局長通知）の別紙「看護補助者処遇改善事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき対象医療機関が看護補助者を対象に実施する賃金改善に要する経費について、当該医療機関に対し、予算の範囲内において看護補助者処遇改善事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、国実施要綱、令和6年度（令和5年度からの繰越分）看護補助者処遇改善事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け厚生労働省発医政0329第45号厚生労働事務次官通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 宮城県看護補助者処遇改善事業補助金の交付対象となる事業、事業内容、基準額、対象経費は、別表に掲げるとおりとし、対象医療機関は次のいずれの要件にも該当する医療機関とする。

- (1) 令和6年2月1日時点において、国実施要綱別添に掲げる診療報酬のいずれかを算定していること。
- (2) 令和6年2月から5月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）、実際に国実施要綱に定める賃金改善を行っていること。
- (3) 令和6年2月に賃金改善開始の報告を書面により県へ行っていること。
- (4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(交付額の算定方法等)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

- (1) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その申請方法及び提出期限は、知事が別に定めるものとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号別紙1-1)
- (2) 所要額調書(別記様式第1号別紙1-2)
- (3) 本補助事業に係る歳入歳出予算書(見込み)抄本
- (4) 処遇改善報告書(別記様式第1号別紙1-3)
- (5) その他参考となる書類(事業の実施や事業実施に伴う支出が確認できる書類等)

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、別記様式第2-1号により知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。

イ 補助対象経費の区分変更を伴わないもので、補助所要合計額の30%以内の減額の変更である場合

ロ 補助対象経費の区分変更を伴わないもので、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるものをいう。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第2-2号により知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業に係る関係書類の保存については、次によるものとする。

イ 事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ロ 事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税

及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記様式第3号により、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度4月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (5) 事業を行う者が(1)から(4)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された金額があるときは、その全部又は一部について県への返還を命ずることがある。

(交付決定及び実績報告)

第6 知事は、第4の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不相当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときは、書面により申請者に通知するものとする。

3 規則第12条第1項の規定による実績報告については、規則第3条の規定による申請書の提出により当該補助金の実績報告があったものとみなし、規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により補助金の額の確定があったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(実施状況の確認)

第8 知事は、補助金の交付を受けた者の事業実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、交付対象者に対して調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第9 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(書類の提出部数)

第10 この要綱により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

(別表)

1 事業	2 事業内容	3 基準額	4 対象経費
看護補助者 (※)の賃 金改善等 ※国実施要 綱4に定め る看護補助 者	国実施要綱5に定める 対象看護補助者の賃金 改善を賃金改善実施期 間に行う事業	対象医療機関の看 護補助者の常勤換 算数等に基づく金 額として国実施要 綱に基づき算出さ れた額	実際に対象医療 機関の看護補助 者の賃金改善等 に充てられた経 費として国実施 要綱に基づき算 出された経費